



事業者用

グループ傷害保険

パンフレット 兼 重要事項説明書

AIG 損保

就業中の事故による
ケガや病気に備え、
政府労災保険に加えて
独自の補償をする保険です。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

TEL: 03-6848-8500 (大代表)

午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは

従業員の就業中のケガを補償します。
保険金は労災認定を待たずにお支払いします。
病気による入院の補償をセットすることで
従業員の福利厚生を充実させることができます。

オーダーメイドで組み立てる保険契約

就業中のケガなどの補償



葬祭費用の補償



病気の補償



就業中のケガなどの
補償範囲を拡大する補償



3つの特長

1

入院保険金・通院保険金・休業療養保険金は 1日目から補償します

事故によるケガで入院、通院、就業不能となった場合に、
1日目から保険金をお支払いします。

2

通常経路による通勤途上のケガも補償します

3

保険料は全額損金処理が可能です

法人が契約者として、従業員全員(役員を含みます。)のために
負担する保険料は、全額が損金扱いとなります。
※法人税基本通達9-3-5,9-3-6の2を準用(2025年5月現在)

CONTENTS

はじめに	01
補償内容	
就業中のケガなどの補償	03
病気の補償	05
葬祭費用の補償	07
就業中のケガなどの補償範囲を拡大する補償	08
プラン例	09
重要事項説明書	11

就業中のケガなどの補償

仕事に被ったケガを補償します。



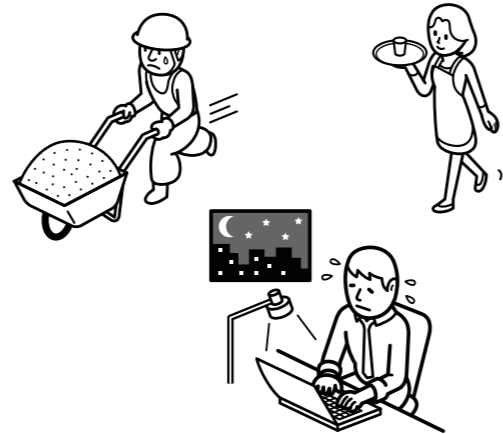
就業中(通勤途上を含みます。)の事故により

ケガをした場合に、

次の保険金をお支払いします。

いずれも事故日を含めて180日の間が対象です。

(注)有毒ガス・有毒物質による急性中毒および就業中に摂取した食品が原因の細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も対象となります。



貴社のリスクに合わせて補償をお選びいただけます。

■死亡保険金

ケガにより亡くなった場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。

(注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から差し引いてお支払いします。

■入院保険金

ケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。

(1事故につき180日限度)

■手術保険金

ケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。

(1事故につき1回限度)

- ①入院中に受けた手術の場合
[ご契約の入院保険金日額×10]
- ②①以外の手術の場合
[ご契約の入院保険金日額×5]

■後遺障害保険金

ケガにより後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

(注)お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

■通院保険金

ケガにより通院した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。

通院に準じた状態(※1)および往診も対象となります。
(1事故につき90日限度)

- (※1)医師の指示により、保険の約款に定める部位(長管骨、脊柱、上肢・下肢の3大関節など)を固定するためにギプスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。
- (※2)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。

■重度後遺障害保険金

死亡・後遺障害保険金額の78%以上の後遺障害保険金をお支払いする重度の後遺障害が生じ、事故日を含めて180日を経過した時点で生存している場合に、お支払いした後遺障害保険金と同額をお支払いします。

貴社のリスクに合わせて補償をお選びいただけます。

■入院一時金

就業中の事故によるケガが原因で、事故日を含めて180日以内に入院を開始し、かつ、1泊2日以上入院した場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。
(1事故につき1回限度)

■休業療養保険金等

就業中の事故によるケガが原因で事故日を含めて180日以内、かつ、保険期間中に就業不能となった場合に、次の保険金をお支払いします。

●休業療養保険金

就業不能が開始した日から30日を限度に、[ご契約の保険金日額×就業不能日数]をお支払いします。

●手術療養保険金

休業療養保険金が支払われる場合で、就業不能が開始した日から30日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1事故につき1回限度)

- ①入院中に受けた手術の場合
[ご契約の保険金日額×10]
- ②①以外の手術の場合
[ご契約の保険金日額×5]

●入院療養一時金

休業療養保険金が支払われる場合で、1泊2日以上入院日数が通算8日以上となったときに、[ご契約の保険金日額×10]をお支払いします。

●長期休業療養一時金

休業療養保険金をお支払いする場合で、30日間継続して就業不能となり、かつ、31日目においても就業不能が継続していたときに、部位およびその症状に応じて定めた金額をお支払いします。

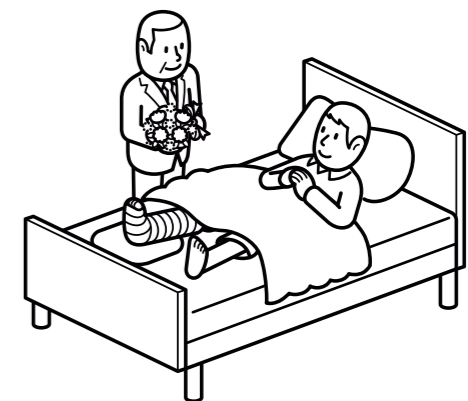
■傷害医療費用保険金

就業中の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて365日以内に実際に負担した次の費用をお支払いします。

(1事故につきご契約の保険金額限度)

- 公的医療保険制度の一部負担金など治療のために病院に支払った費用
- 入退院・転院のための交通費
- 医師の指示により購入した薬剤、医療器具などの費用

(注)労災保険からの給付などを差し引いてお支払いします。



⚠ 保険金をお支払いしない主な場合

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、または麻薬などを使用して運転している間の事故
- 病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など)
- 入浴中の溺水(ただし、弊社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
- 妊娠・出産・早産
- むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 地震・噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償特約セット時はお支払いします。)
- 特に危険な運動中の事故(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など)
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染
- 通常の道路以外での自動車・バイク等による競技・競争・練習中の事故
- …など

病気の補償

従業員の福利厚生に。



貴社のリスクに合わせて補償をお選びいただけます。

■疾病入院医療費用保険金

保険期間中に日本国内で、公的医療保険制度や労災保険などを利用して1泊2日以上病気により入院した場合または先進医療を受けた場合に、そのいずれか早い日から365日目の月の末日までに負担した次の費用などをお支払いします。
(1回の入院につきご契約の保険金額(50万円・80万円・100万円のいずれか)が限度)

●入院時の治療費

入院による公的医療保険制度の一部負担金をお支払いします。お支払額は高額療養費などを差し引いた額となります。

●食事療養費

入院時の食事療養費の自己負担分をお支払いします。

●差額ベッド代

差額ベッド代を[1万円×入院日数]を限度にお支払いします。ただし、1万円を超える入院日がある場合で、医師が治療上の必要性を認めたときは、その入院日はその額を算入します。

●先進医療費用

先進医療(※1)を受けた場合に、先進医療の技術料をお支払いします。通院の場合も対象となります。

●交通費

入退院・転院時または先進医療を受けるための通院時の交通費をお支払いします。

●諸雑費

諸雑費として入院1日につき1,100円(2025年5月現在)をお支払いします。

●親族付添費(※2)

入院中における、親族付添費として1日につき4,200円(2025年5月現在)、および付添いのための交通費・寝具料をお支払いします。

●ホームヘルパーの雇入費用など

ホームヘルパー・ベビーシッター・清掃代行サービス業者の雇入費用(※3)、保育所への預入費用(※3)、介護従事者の雇入費用、介護施設への預入費用をお支払いします。

(※1)「先進医療」とは、厚生労働大臣が認めた高度な医療技術の治療や手術をいい、先進医療を受けられる医療機関は厚生労働大臣が認める医療機関に限られます。詳細については、厚生労働省のホームページにてご確認ください。なお、「患者申出療養」として受けた診療行為は「先進医療」に該当しません。

(※2)重篤な症状など所定の状態になった場合で、医師が認めた期間に限りです。

(※3)医師が認めた付添期間中または家事従事者である被保険者(従業員など)の入院期間中に発生した費用に限りです。

■疾病入院医療保険金

病気の治療のために1泊2日以上継続して入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。
(1回の入院につきご契約の日数(30日・60日・90日のいずれか)が限度)

■疾病入院療養一時金

病気によりご契約時に定めた入院日数(5日・15日・30日のいずれか)以上の継続入院が必要と医師に診断された場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。
(同一の病気につき1回限度)

■疾病回復支援費用保険金

病気により入院した場合に、「入院を開始した日」から「退院日から2年経過した日まで」の間に負担した、以下に掲げる病気の療養・介護のための費用を補償します。

- 外観醜状等形成外科治療に要した費用
- 義歯、義手、義足、義眼または義毛等の費用
- 病気を原因として、所定の高度障害状態となり必要となった被保険者の居住する住宅の改造費用
- 療養・介護用機器の購入費用

(注)保険期間を通じて、ご契約の保険金額を限度とします。

⚠ 保険金をお支払いしない主な場合

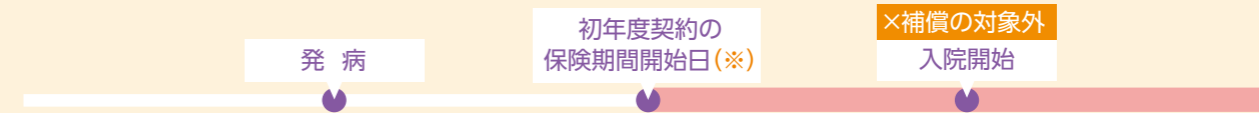
- 保険期間が始まる前に、既に発病していた病気
ただし、既に発病していた病気であっても、初年度契約の保険期間開始日(※)から2年を過ぎた日の翌日以降に保険金をお支払いする事由に該当した場合は、お支払いします。
(※)保険期間の途中で被保険者となった方(例:新入社員など)については、被保険者となった日をいいます。
- 故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用
- アルコール依存・薬物依存 ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染
- むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 妊娠・出産(帝王切開などの異常分娩の場合はお支払いします。)

…など

ご契約時のご注意

保険期間の開始前に発病していた病気について

初年度契約の保険期間開始日(※)の前に発病していた病気の治療を目的とする入院は、保険金のお支払いの対象とはなりません。



(注)既に発病していた病気であっても、初年度契約の保険期間開始日(※)から2年を過ぎた日の翌日以降に保険金をお支払いする事由に該当した場合は、お支払いします。

(※)保険期間の途中で被保険者となった方(例:新入社員など)については、被保険者となった日をいいます。ご契約を途中で解約し、翌日以降に再びご契約いただいた場合は、あらたにご契約いただいた保険期間の開始日をいいます。

退院して数か月後に再発した場合の支払いについて

入院が終了した日から180日を経過した日の翌日以降に、再びその病気の入院治療が必要となった場合には、前の入院とは異なる入院とみなし保険金をお支払いします。

例)実費補償(疾病入院医療費用保険金)100万円ご契約の場合



※ご契約を更新し、保険期間をまたいだ場合も同様の扱いとなります。
※日額補償(疾病入院医療保険金)、一時金(疾病入院療養一時金)も同様にお支払いします。

病気を補償する特約の保険金のお支払いについて

病気を補償する特約の保険金は、病気を被った従業員ご本人に直接お支払いします。

その他のご注意

- 1契約につき被保険者が5名以上の場合にセットできます。
- 常勤の役員、社員(常勤のパート・アルバイトを含みます。)にのみセットできます。
- 病気を補償する特約において補償内容を変更された場合で、変更前に発病した病気により変更後に入院等をされたときは、変更前(発病時)と変更後(入院時等)それぞれにおけるご契約内容で保険金を算出し、各給付項目ごとに低い額をお支払いします。



補償内容

葬祭費用の補償

ケガまたは病気により死亡した場合の葬祭費用を補償します。



貴社のリスクに合わせて補償をお選びいただけます。

■葬祭費用保険金

保険期間中の事故によるケガが原因で事故日を含めて180日以内に死亡した場合、または、保険期間中に発病した病気により保険期間中もしくは発病日を含めて180日以内に死亡した場合等に、ご契約者または被保険者の親族が実際に負担した葬祭費用を補償します。

※記名式の契約の場合、満70才以上の被保険者にはセットできません。

(注)準記名式契約の場合、常勤の役員、社員(常勤のパート・アルバイトを含みます。)にのみセットできます。

就業中のケガなどの補償範囲を拡大する補償

仕事に被ったケガの補償範囲を拡大して補償します。



☑地震・噴火・津波危険補償特約

地震・噴火またはこれらによる津波が原因でケガなどをした場合も、保険金をお支払いします。

☑業務による症状補償特約

業務による症状(熱射病、日射病など保険の約款に記載の症状)についても保険金をお支払いします。

☑入院保険金等支払条件変更特約 (入院延長1200日)

入院保険金：ケガが原因で事故日を含めて180日以内に入院した場合、事故日を含めて1200日以内の入院について入院保険金をお支払いします。

手術保険金：ケガが原因で事故日を含めて180日以内に入院または通院し、事故日を含めて1200日以内に所定の手術を受けた場合にお支払いします。

通院保険金：ケガが原因で通院した場合、事故日を含めて180日を経過するまでの期間に対して90日を限度に通院保険金をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いする場合は、次の①から②の間の期間に対し90日を限度として通院保険金をお支払いします。

- ①事故日
- ②入院保険金が支払われるべき期間の終了日の翌日から180日目

☑入院保険金等支払条件変更特約 (通院延長180日)

ケガが原因で通院した場合、事故日を含めて180日以内の期間に対し180日を限度に通院保険金をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いする場合は、次の①から②の間の期間に対し180日を限度として通院保険金をお支払いします。

- ①事故日
- ②入院保険金が支払われるべき期間の終了日の翌日から180日目

⚠ 保険金をお支払いしない主な場合

次の事由により生じたケガまたは病気

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)-原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、または麻薬などを使用して運転をしている間の事故
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 地震・噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償特約セット時はお支払いします。)
- 放射線照射・放射能汚染
- 特に危険な運動中の事故(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、スカイダイビング、ハングライダー搭乗など)
- 通常の道路以外での自動車・バイク等による競技・競争、そのための練習中の事故

…など

プラン例(地震・噴火・津波危険補償特約セット)

保険期間1年

基本補償	補償内容		A級職 B級職以外の方				B級職 農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、自動車運転者(助手を含む)、木・竹・草・つる製品製造作業、建設作業							
			Aプラン		Bプラン		Aプラン		Bプラン					
			Aプラン	Bプラン	Cプラン	Aプラン	Bプラン	Cプラン						
	死亡保険金		1,000万円	1,500万円	2,000万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円						
	後遺障害保険金 (障害の程度に応じて)		40万円~1,000万円	60万円~1,500万円	80万円~2,000万円	40万円~1,000万円	60万円~1,500万円	80万円~2,000万円						
	重度後遺障害保険金 (障害の程度に応じて/事故の日から180日経過後)		780万円~1,000万円	1,170万円~1,500万円	1,560万円~2,000万円	780万円~1,000万円	1,170万円~1,500万円	1,560万円~2,000万円						
	入院保険金日額 (1事故につき180日限度)		3,000円	5,000円	7,000円	3,000円	5,000円	7,000円						
	手術保険金 (1事故につき1回/入院中・入院中以外)		3万円・1.5万円	5万円・2.5万円	7万円・3.5万円	3万円・1.5万円	5万円・2.5万円	7万円・3.5万円						
	通院保険金日額 (1事故につき90日限度)		1,500円	2,000円	3,000円	1,500円	2,000円	3,000円						
	月払保険料(1名あたり)	記名式契約	就業中のみ補償	フルタイム補償	就業中のみ補償	フルタイム補償	就業中のみ補償	フルタイム補償	就業中のみ補償	フルタイム補償	就業中のみ補償	フルタイム補償		
			準記名式契約	1,150円	2,370円	1,730円	3,530円	2,370円	4,830円	1,830円	3,060円	2,740円	4,550円	3,750円
			1,200円	2,480円	1,810円	3,710円	2,480円	5,070円	1,930円	3,220円	2,870円	4,800円	3,950円	6,580円

補償内容

特約補償 / 月払保険料 (1名あたり)	補償内容	保険金額	記名式契約		準記名式契約		記名式契約		準記名式契約	
			就業中のみ補償	フルタイム補償	就業中のみ補償	フルタイム補償	就業中のみ補償	フルタイム補償	就業中のみ補償	フルタイム補償
		傷害医療費用保険金※1※2	100万円限度 (1事故につき)	170円	310円	170円	310円	260円	390円	260円
	入院一時金 (1事故につき1回/要入院1泊2日以上)	5万円	130円	300円	140円	310円	180円	310円	190円	320円
休業療養 保険金等	休業療養保険金日額 (30日限度)	3,000円	500円	890円	520円	940円	720円	1,110円	760円	1,160円
	手術療養保険金 (1事故につき1回)	3万円・1.5万円 (入院中・入院中以外)								
	入院療養一時金 (1泊2日以上の入院が通算8日以上)	3万円								
	長期休業療養一時金 (継続休業31日以上)	1万円~50万円 (部位・症状に応じて)								
	疾病入院医療保険金日額 (要入院1泊2日以上/30日限度)	5,000円	1,310円		1,370円		1,310円		1,370円	
	疾病入院医療費用補償保険金※3 (要入院1泊2日以上※4)	50万円限度 (1回の入院につき)	1,970円		2,070円		1,970円		2,070円	
	疾病入院療養一時金 (要入院診断30日以上)	15万円	670円		700円		670円		700円	
	疾病回復支援費用保険金	300万円限度	480円		500円		480円		500円	
	葬祭費用保険金	50万円限度	420円		440円		420円		440円	

プラン例

重要事項説明書

※1 記名式契約の場合、保険期間開始日において満70才以上の被保険者については、1事故あたり5,000円が自己負担額となります。
 ※2 事故の日から365日以内に負担した費用に限りです。
 ※3 入院を開始した日、または先進医療を受けた日、いずれか早い日からその日を含めて365日目の月の末日までに負担した費用に限りです。
 ※4 先進医療に要した「技術料」「交通費」は、日帰り入院または通院の場合も補償対象となります。

(注) 上記の保険料は被保険者数5名以上で、企業一括割引(5%)を適用した保険料です。20名以上でご契約の場合はさらに多数割引が適用されます。